

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市北区小野岩戸他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	災害防除（一般国道162号）工事（その10）				
工期	契約日の翌日から210日間				
事業課（所）名	北部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

工事延長				m	63
落石防止網工	m2	260	落石防護柵工	m	50
石積接着補強工	m2	63	樹木伐採工	式	1

施工理由

本工事は、道路のり面維持保全計画に基づき、落石の危険性がある対策優先箇所を落石防護柵等により対策を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年3月	
歩掛適用年月	2026年3月	
基準適用年月	2026年3月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	04:道路改良工事	
施工地域等補正	一般交通影響有り（2）-2	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	一般交通影響有り（2）-2	1.1
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

### 見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
【落石雪害防止】								
法面工	法面工	斜面整理			m2	978	施工費	
落石雪害防止工	落石防止網工	落石防止網	ホリエレンネット(2枚重ね)		m2	15,670	材工共	アンカー削孔含む
落石雪害防止工	落石防護柵工	落石防護柵	可能吸収エネルギー:200kJ, H=3.2m		m	264,700	材工共	足場工含む
構造物撤去工	伐採工	樹木伐採	C=30cm未満		本	17,160	施工費	集積含む
構造物撤去工	伐採工	樹木伐採	C=30cm以上60cm未満		本	59,370	施工費	集積含む
構造物撤去工	伐採工	樹木伐採	C=60cm以上90cm未満		本	98,950	施工費	集積含む
構造物撤去工	伐採工	樹木伐採	C=90cm以上120cm未満		本	197,900	施工費	集積含む
【石積接着補強】								
落石雪害防止工	石積接着補強工	石積接着補強			m2	76,410	材工共	
構造物撤去工	伐採工	樹木伐採	C=120cm以上150cm未満		本	356,300	施工費	集積含む
構造物撤去工	伐採工	樹木伐採	C=150cm以上180cm未満		本	633,300	施工費	集積含む

# 設計内訳書（落石雪害防止）

工事名	災害防除（一般国道162号）工事（その10）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
法面工		式	1				
法面工		式	1				
斜面整理		m2	260				
落石雪害防止工		式	1				
落石防止網工		式	1				
落石防止網	ポリエチレンネット(2枚重ね)	m2	260				アンカー削孔・設置含む
落石防護柵工		式	1				
落石防護柵	可能吸収エネルギー：200kJ, H=3.2m	m	50				
構造物撤去工		式	1				
伐採工		式	1				
樹木伐採	C=30cm未満	本	9				
樹木伐採	C=30cm以上60cm未満	本	98				

# 設計内訳書（落石雪害防止）

工事名	災害防除（一般国道162号）工事（その10）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木伐採	C=60cm以上90cm未満	本	12				
樹木伐採	C=90cm以上120cm未満	本	6				
運搬処理工		式	1				
木くず積込・運搬	幹	t	13				機械積込
木くず積込・運搬	枝葉	t	3				機械積込
木くず処分	幹	t	13				
木くず処分	枝葉	t	3				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員A	人日	84				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	42				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

# 設計内訳書（落石雪害防止）

工事名	災害防除（一般国道162号）工事（その10）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

# 設計内訳書（石積接着補強）

工事名	災害防除（一般国道162号）工事（その10）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
落石雪害防止工		式	1				
石積接着補強工		式	1				
石積接着補強		m2	63				
構造物撤去工		式	1				
伐採工		式	1				
樹木伐採	C=120cm以上150cm未満	本	4				
樹木伐採	C=150cm以上180cm未満	本	4				
運搬処理工		式	1				
木くず積込・運搬	幹	t	0.8				機械積込
木くず積込・運搬	枝葉	t	0.2				機械積込
木くず処分	幹	t	0.8				
木くず処分	枝葉	t	0.2				

# 設計内訳書（石積接着補強）

工事名	災害防除（一般国道162号）工事（その10）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員A	人日	20				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	10				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				



## 特記仕様書（個別工事編）

工事名 災害防除（一般国道162号）工事（その10）

工事場所 京都市北区小野岩戸他地内

### 1 一般事項

#### 第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

#### 第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事实施要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

#### 第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

#### 第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

#### 第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

## 2 現場条件に関する事項

#### 第1条（現場条件）

本工事は、下記の現場条件等に留意すること

- 1 施工箇所は降雪地域であり、降雪時は作業が困難となるため、施工計画は降雪期間を考慮して作成すること。
- 2 私有地が隣接しており、私有地の立木を無断で伐採することがないように留意すること。

#### 第2条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関や関係者との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 第3条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第4条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設・防護時期	工事方法	立会
電線	関西電力	No. 1～No. 4	協議中	7月下旬	移設・防護	不要
電線	N T T	No. 1～No. 4	協議中	7月上旬	移設・防護	不要
電線	オプテージ	No. 1～No. 4	協議中	6月下旬	移設・防護	不要

第5条（交通誘導警備員）

- 1 受注者は、当該工事に警備業者の交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
- 3 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	3名(交替要員1名含む。)	交通誘導警備員A 2名 交通誘導警備員B 1名	昼間	有

- 4 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品  
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
落石防止網工	落石防止網	資材一式
落石防護柵工	落石防護柵	資材一式
石積接着補強工	石積接着補強	資材一式

#### 第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

#### 第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）  
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
落石防止網工	落石防止網	・ 設置位置の確認 ・ 主アンカー削孔長の確認
落石防護柵工	落石防護柵	・ 設置位置の確認 ・ ベースプレート固定アンカー及び 控えアンカー削孔長の確認

石積接着補強工	石積接着補強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工範囲の確認</li> <li>・空隙深さの確認</li> </ul>
---------	--------	--

#### 第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
水道管の確認	水道管の位置を立会確認する。
伐採対象立木の確認	本工事で伐採する立木に明示の上、立会確認をする。
基準点の確認	工事箇所付近に基準点があることから、事前に基準点の位置を立会確認する。
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者が所有する土地があることから、監督職員が提供する地積測量図等の資料を基に現地で境界点の位置を確認する。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない)。

#### 第5条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度等	備考
落石雪害防止工	落石防止網 アンカー確認試験	確認試験	主アンカー 0.7kN/本	センターホール ジャッキゲージ
〃	落石防護柵 アンカー充填剤 (グラウト施工時)	圧縮強度試験	$\sigma_{ck} \geq 24\text{N/mm}^2$ 午前1回・午後1回	試験報告書
〃	〃	コンシステンシー試験	10~18秒 (Pロート) 注入作業開始前 (1回/日)	試験報告書
〃	落石防護柵 アンカー確認試験	確認試験	ベースプレートアンカー 20.0kN/本 施行本数の3%以上かつ3本以上	センターホール ジャッキゲージ
〃	〃	〃	控えアンカー (背面) 40.0kN/本 施行本数の3%以上かつ3本以上	センターホール ジャッキゲージ
〃	〃	〃	控えアンカー (側面・斜方面) 65.0kN/本 施行本数の3%以上かつ3本以上	センターホール ジャッキゲージ

〃	落石防護柵 緩衝金具締付	緩衝金具ボルト締付	当り締め（監督員より指示） 全数確認	スキマゲージ (0.5mm)
〃	落石防護柵 スッパ-圧入値	定着設計圧力 65～70MPa	設計圧力範囲内 全数確認	圧力ゲージ
〃	落石防護柵 主要資材	支柱・各部材	有害な変形・損傷がないこと	試験成績書
〃	石積接着補強 注入材	スランプ試験	15.5±2.5cm 1回/施工日毎（注入開始時）	試験報告書
〃	石積接着補強 注入材	圧縮強度試験	$\sigma_{ck} \geq 24\text{N/mm}^2$ 1回/1現場	試験報告書

#### 4 建設副産物に関する事項

##### 第1条（建設副産物の適正処理）

##### 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2	設計運搬距離 L = 29.4 km
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45-1-2	設計運搬距離 L = 29.4 km

#### 5 その他事項

##### 第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

## 第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

## 第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

### 2 実施内容

#### （1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

#### （2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

#### （3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に

関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（第1次国土強靱化実施中期計画における道路・河川・公園工事現場の標示施設の設置協力）

「第1次国土強靱化実施中期計画」に関する道路・河川・公園工事においては、現場の標示施設に「第1次国土強靱化実施中期計画」である旨を明示する。

なお、明示に当たっては、以下の「標示施設イメージ（案）」を参考にする。

<b>〇〇の工事をしています。 ご協力をお願いします。</b>	
(対策又はプロジェクト名等)	
<b>〇〇〇〇のため、 〇〇の工事をしています</b>	
<b>工事期間:令和〇年〇月〇日まで</b>	
<b>きょうじんか 国土強靱化対策工事</b> (第1次国土強靱化実施中期計画)	
<b>発注者</b>	<b>京都市建設局</b> 〇〇〇〇部〇〇〇〇課・所 電話 **-****-****
<b>受注者</b>	<b>〇〇〇〇建設株式会社</b> 電話 **-****-****

標示施設イメージ（案）

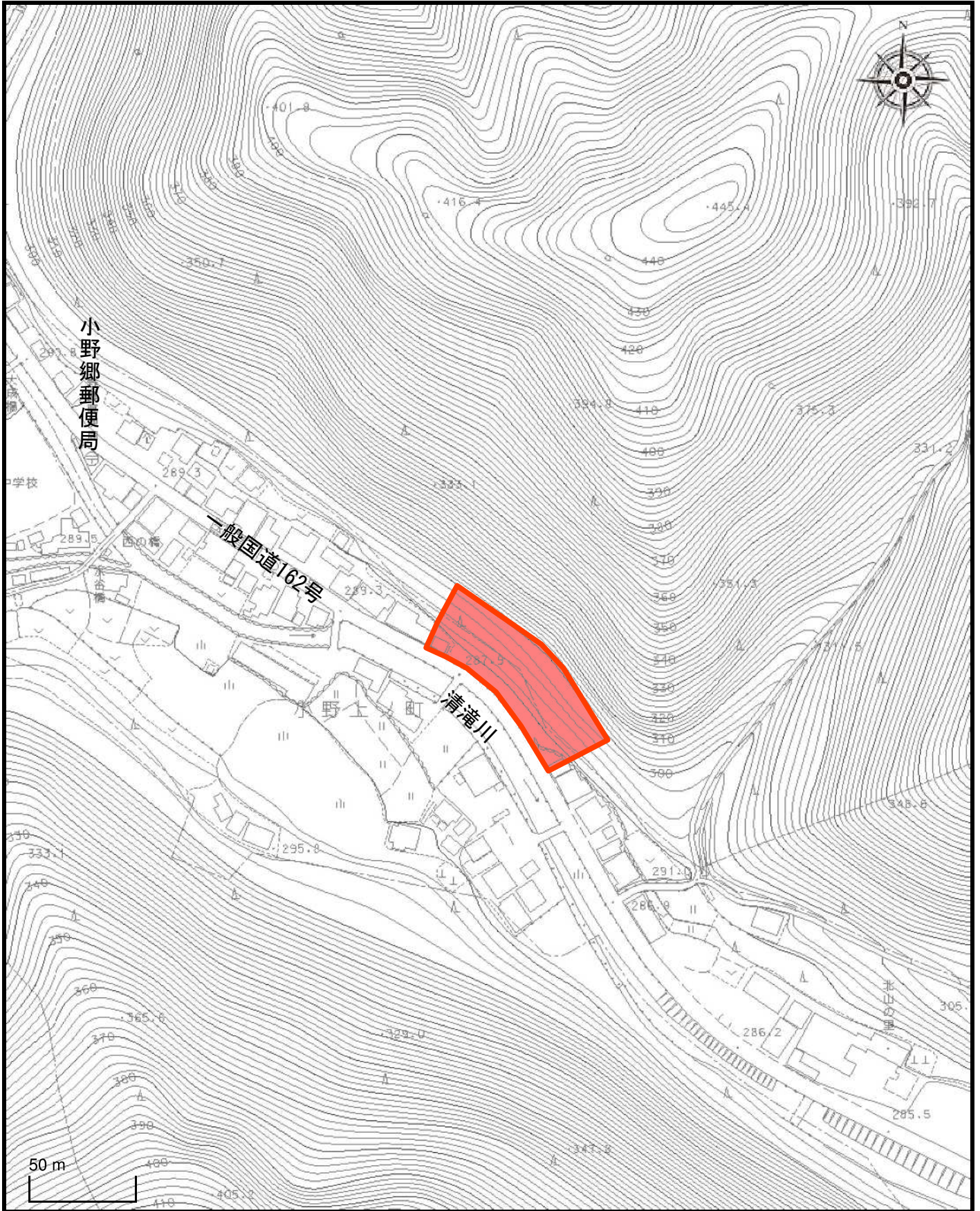
第5条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、着工前または工事中に工事ビラ「工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲において配布すること。
- 2 工事期間中においては、休工中も含めて連絡が取れる体制を構築すること。
- 3 週間工程表（作業工程、立会、確認等の予定を記載）を作成し、前週末までに監督職員に提出すること。
- 4 土日祝日の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。


- 5 年末年始等の長期休暇の際は、連絡体制及び現場の点検体制を構築し、事前に監督職員に提出すること。
- 6 地域住民および関係者等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 7 落石防護柵工のアンカーの削孔については、スタンドドライブ工法を想定し積算しているが、施工時の工法を拘束するものではない。
- 8 落石防止網設置斜面には集落専用の水道管が敷設されているため、破損しないよう十分に注意すること。
- 9 車道山側にある架空線を各社が移設する予定だが、移設後も支障になる恐れがあるため十分に注意すること。
- 10 民有地を施工ヤードとして使用する場合は、地権者と誠意ある態度で接し、調整すること。
- 11 モルダム工法の施工管理については、石積み災害防止工法研究会の「モルダム工法施工管理の手引き」に基づき行うこと。

(以上)

# 箇所図



1 / 2500

 : 本工事施工箇所